桜井市ごみ収集運搬業務委託

入札説明書

令和４年１０月４日

桜井市

― 目 次 ―

1　業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2-1　業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2-2　業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2-3　委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2-4　入札予定価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

3　参加者の条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3-1　参加者資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3-2　参加者の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3-3　参加資格確認基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

4　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4-1　入札説明書等の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4-2　入札説明書等に対する質問の受付・回答・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)　提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)　提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)　提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(4)　回答の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4-3　入札参加資格申請書等の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1)　提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2)　提出時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(3)　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4-4　入札参加資格審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4-5　入札及び企画提案書等の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(1) 提出期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(2) 提出時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(3) 提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4-6　開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(1)　開札日時・場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2)　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

5　入札及び企画提案書等の提出に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・6
5-1　入札説明書等の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5-2　参加費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

5-3　使用言語及び単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5-4　公正な入札の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5-5　本業務に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い・・・・・・・・・7
(1)　著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(2)　特許権等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(3)　提供資料の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5-6　公表資料の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5-7　入札の無効に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5-8　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

6　落札者の決定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6-1　落札者の決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6-2　総合評価の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6-3　ヒアリング（企画提案書等の説明）・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6-4　評価点を算出するための評価基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6-5　落札者決定の通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(1)　落札者決定の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(2)　落札者を決定しない場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

7　その他留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1 業務の目的

桜井市内の可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬を適正に履行し、市内の生活環境の向上と公衆衛生の促進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

2-1 業務名

桜井市ごみ収集運搬業務委託

2-2 業務内容

「別紙 1　桜井市ごみ収集運搬業務委託　仕様書」のとおり。

2-3 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までは、業務開始に係る準備期間とする。

2-4 入札予定価格

委託期間総額３９４，０００，０００円（消費税及び地方消費税を除く）

ただし、令和 4 年度（契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務開始に係る準備期間の経費は事業者の負担とする。

3 参加者の条件等

3-1 参加者資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）落札者となった場合、自らその業務を実施する者

（2）奈良県内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所の所在地）を有し、かつ、引き続き奈良県内に住所を有する者

（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に定める桜井市の許可を有し、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を行っている者

（4）平成 29 年 4 月 1 日以降において、(3) に掲げる業務の経験年数が 3 年以上ある者

（5）直近 3 期のうち、2 年以上で債務超過となっておらず、かつ、法人の場合は当期営業利益及び純利益、個人の場合は特別控除前の所得金額が 2 年以上マイナス値となっていない者

（6）個人の場合は、確定申告において青色申告をしている者

3-2 参加者の制限

参加資格確認基準日において次に該当する者は、参加者となることはできない。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（2）桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月桜井市規則第 3 号）第 2 条の 2 の規定に該当する者

（3）桜井市の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者

(6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札及び企画提案書等受付日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

(7) 法人にあっては法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税、個人にあっては申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納している者

(8) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号）に基づき、次のいずれかに該当する事由がある者

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

② 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

③ 役員等が暴力団員であると認められる者

④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者

⑤ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

3-3 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、参加者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

4 スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は午前 9 時から午後 5 時までを基本とし、桜井市の休日を定める条例（平成元年条例第 16 号）に規定する休日には行わない。

入札説明書等の公表	令和 4 年 10 月 4 日（火）
入札説明書等に対する質問の受付期限	令和 4 年 10 月 13 日（木）
入札説明書等に対する質問の回答	令和 4 年 10 月 17 日（月）
入札参加資格確認申請書等の受付期間	令和 4 年 10 月 18 日（火）から 令和 4 年 10 月 21 日（金）まで
入札参加資格審査結果の通知	令和 4 年 10 月 28 日（金）
入札及び企画提案書等の受付期間	令和 4 年 11 月 7 日（月）から 令和 4 年 11 月 10 日（木）まで
ヒアリング	令和 4 年 11 月 28 日（月）
開札及び落札者の決定	令和 4 年 11 月 29 日（火）
契約締結	令和 4 年 12 月
業務開始準備	契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで
業務開始	令和 5 年 4 月 1 日（土）

4-1 入札説明書等の公表

入札説明書等は、市のホームページ等において令和 4 年 10 月 4 日（火）に公表する。

4-2 入札説明書等に対する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1) 提出期限

令和 4 年 10 月 13 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

「別紙 2　桜井市ごみ収集運搬業務委託　様式集」の様式 1 に入力の上、電子メールにて提出する。（ファイルは Microsoft Word とする。）なお、電子メールを送信した後は、下記「(3) 提出先」に電話にて確認すること。

(3) 提出先

桜井市環境部環境総務課

E-Mail：greenpark1（イチ）@city.sakurai.lg.jp（エル）

電　話：0744-45-2001

(4) 回答の公表

提出された質問に対する回答を、令和 4 年 10 月 17 日（月）に市ホームページにおいて公開す

る。

4-3 入札参加資格申請書等の受付

参加者は、次のとおり入札参加資格申請書等を提出すること。

なお、提出された書類一式は返却しない。

(1) 提出期間

令和４年 10 月 18 日（火）から令和 4 年 10 月 21 日（金）まで

(2) 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

ア　提出書類

① 入札参加資格確認申請書（様式 2）

② 会社概要（様式 3）

③.業務実績調書（様式 4）

④ 誓約書（暴力団排除関係）（様式 5）

⑤使用印鑑届（様式 6）

⑥ 添付書類

必要書類	個人	法人
a. 住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
b. 定款及び現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）		○
c. 印鑑証明書	○	○
d. ①【国税】法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 （納税証明書交付請求書（様式その３）----☑法人税、☑消費税及び地方消費税、☑その他（地方法人税）） ②【県税】滞納のないことの証明書 （納税証明書交付請求書----☑県税全税目） ③【市税】滞納がない証明書 （<桜井の場合>納税証明書交付申請書----滞納がない証明書） ㊟所在地での滞納がない証明書及び桜井市に所在地がないが桜井市に対し納税義務がある者の桜井市の滞納がない証明書の提出が必要）		○
e. ①【国税】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 （納税証明書交付請求書（その３の２）） ②【県税】滞納のないことの証明書 （納税証明書交付請求書----☑県税全税目） ③【市税】滞納がない証明書 （<桜井の場合>納税証明書交付申請書----滞納がない証明書）	○	

㊟所在地での滞納がない証明書及び桜井市に所在地がないが桜井市に対し納税義務がある者の桜井市の滞納がない証明書の提出が必要）		
f. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の桜井市の許可書の写し	○	○
g. 直前 3 年間の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し		○
h. 資産及び負債に関する調書（様式 7）並びに直前 3 年間の確定申告書の写し	○	

イ　作成要領

① 各様式は、「別紙 2　桜井市ごみ収集運搬業務委託　様式集」のとおり。

②A4 判用紙、縦型、横書き、左とじで、添付書類も含め、A4 判フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載して 1 部を提出すること。

4-4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果を令和 4 年 10 月 28 日（金）に参加者に通知する。

4-5 入札及び企画提案書等の提出

入札参加資格が確認された参加者は、次のとおり入札書及び企画提案書等を提出すること。

なお、提出された書類一式は返却しない。

(1) 提出期間

令和 4 年 11 月 7 日（月）から令和 4 年 11 月 10 日（木）まで

(2) 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

ア　提出書類

① 企画提案書等提出書（様式 8）

② 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式 9）

③ 企画提案書（様式 10-1～10-6）

④ 入札書（様式 11-1～11-4）

イ　作成要領

① 各様式は、「別紙 2　桜井市ごみ収集運搬業務委託　様式集」のとおり。

② 入札書（様式 11-1～11-4）以外は、A4 判用紙、縦型、横書き、左とじでページ番号を付けること。添付書類も含め、A4 判フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載して正本 1 部、副本 10 部の合計 11 部を提出すること。ただし、副本については、ファイルの表紙及び背表紙を含め、参加者の企業名や個人名を特定又は推測できる表記はしないこと。

③ 入札書（様式 11-1）に入札金額、委託費内訳書（様式 11-2，様式 11-3）に内訳金額を記入し、宛名（桜井市長）、件名、参加者の商号又は名称、所在地、代表者氏名を記載した

封筒に厳封の上押印し、裏面も封印を押して 1 部提出すること。また、必要に応じて委任状（様式 11-4）を 1 部提出すること。

④ 様式 8，9，10-1～10-6 については、同一内容のデータを保存した CD-ROM を 2 部提出すること。データは、Word ファイル又は PDF ファイルで保存すること。なお、文書の検索やコピーができる形式（例えば、パワーポイントで作成した様式を画像で張り付ける形式等は検索やコピーができないため不可とする）でデータ化を行うこと。

ウ　提出方法

入札書及び企画提案書等は直接持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

エ　提出先

奈良県桜井市大字浅古 485-1
桜井市環境部環境総務課

4-6 開札

(1) 開札日時・場所

令和 4 年 11 月 29 日（火）午前９時３０分
桜井市グリーンパーク（大会議室）

(2) 留意事項

参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。ただし、参加者又はその代理人が開札に立ち会うことができない場合、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

5 入札及び企画提案書等の提出に関する留意事項

5-1 入札説明書等の承諾

参加者は、企画提案書等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

5-2 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

5-3 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

5-4 公正な入札の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めるこ

とがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

5-5 本業務に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(1) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、募集に関する提案資料の著作権は参加者に帰属する。なお、本業務の公表その他市が必要と認めるときには、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案資料については、本業務の公表以外には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(3) 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5-6 公表資料の取扱い

市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

5-7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札及び企画提案書等の提出時から契約締結までの期間に「3-1 参加者資格要件」のいずれかを欠く、若しくは「3-2 参加者の制限」のいずれかに該当する場合
(2) 記名押印のない入札書による入札又は作成要領に従っていない入札
(3) 一参加者が複数の提案を行った場合
(4) 同一事項に対し、2 通り以上の書類が提出された場合
(5) 虚偽の内容が記載されている場合
(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(7) 著しく信義に反する行為があった場合

5-8 その他

(1) 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(2) 入札説明書等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には参加事業者に通知する。

6 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価落札方式一般競争入札とする。

6-1 落札者の決定方法

落札者は、次の（1），（2）の要件に該当する参加者のうち、「6-2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下、評価値という。）の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 提出された企画提案書等の提案が適正であること。

6-2 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下のとおりとする。

(1) 参加者の「標準点」を 100 点とし、企画提案書等の提案による「加算点」の最高点を 24 点として評価する。

(2) 「加算点」は、運営計画及び企業の業務実績等の評価項目ごとの評価及び配点に応じて付与する。

(3) 市は、桜井市ごみ収集業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、「加算点」の審査を行う。

(4) 参加者の「加算点」が 24 点中 14 点以下の場合、その参加者は欠格とする。

(5) 価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価は、参加者の「標準点」と（2）によって得られる「加算点」の合計を、当該参加者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

6-3 ヒアリング（企画提案書等の説明）

提出された企画提案書等について、選定委員会がヒアリングを行う。

ヒアリングは、令和 4 年 11 月 28 日（月）に行う。

なお、時間・場所等については、令和 4 年 11 月 15 日（火）に別途参加者に通知する。

6-4 評価点を算出するための評価基準

評価の基準及び配点（落札者決定基準）は、別紙に示す。

6-5 落札者決定の通知

(1) 落札者決定の通知

落札者の決定結果は、各参加者に通知する。

(2) 落札者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に参加者がない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が 1 者であった場合も総合評価を実施し、落札者として適切と判定された場合に

おいて、当該参加者を落札者とし決定する。ただし、落札者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。

7 その他留意事項

(1) 本業務に関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

(2) 参加者は、本入札において知り得た情報を本入札以外の目的で使用しないものとする。

(3) 提出後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(5) 入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

場　所：桜井市グリーンパーク（桜井市　環境部　環境総務課）

住　所：〒633-0052　桜井市大字浅古 485-1

電　話：0744-45-2001

ＦＡＸ：0744-45-2002

E-Mail：greenpark1(イチ)@city.sakurai.lg.jp(エル)

桜井市ホームページアドレス：https://www.city.sakurai.lg.jp/

本件の落札者決定基準は、以下によるものとする。

分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
運営計画	① 運営方針（注1）	○人員配置（正規職員、実務経験者、予備人員の確保等） ○労務管理（研修等教育体制を含む） ○指示・伝達系統（緊急時の連絡体制を含む） 【1提案に3項目記入】	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	6	小計8点満点
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	3	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
		○収集運搬時の交通安全等	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	2	
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	1	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
	②危機管理（注1）	○交通事故時の対応 ○悪天候時の対応 ○収集漏れ時の対応 ○社員の急な欠勤時の対応 【1提案に4項目記入】	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	4	小計6点満点
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	2	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
		○車両トラブル時の対応（市から貸与する車両の故障・事故等及び車検中に事業者が使用する代替車の車種等の提案を含む）	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	2	
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	1	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
	③市民や行政等への対応（注1）	○収集時の対応 ○車両運転時の対応 ○クレーム時の対応 ○ごみ収集場所の清潔保持 【1提案に4項目記入】	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	2	小計4点満点
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	1	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
		○地域貢献・社会貢献活動等（これまでの桜井市の自治会・NPO・商店街等への貢献、桜井市との各種協定の締結等を含む） ○本市が現在行っている当該業務を更に効率化する提案や市民サービスの向上等 【1提案に2項目記入】	a.評価（審査）内容について提案が適切であり、優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	2	
			b.評価（審査）内容について提案が適切であり、工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる	1	
			c.評価（審査）内容について提案が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
企業の業務実績等	①業務の実績（注2）	○参加者の実績	a.様式4に示す実績が5件ある	2	小計6点満点
			b.様式4に示す実績が3件以上ある	1	
			c.上記a、bに該当しない	0	
		○業務責任者の実績	a.様式8に示す実績が5件ある	2	
			b.様式8に示す実績が3件以上ある	1	
			c.上記a、bに該当しない	0	
	②地域精通度	○本店・支店・営業所等の所在地	a.桜井市内に本店、支店又は営業所等を有する	2	
			b.上記aに該当しない	0	
	③配置予定業務責任者の技術提案に対する理解度（注3）	○配置予定業務責任者の技術提案の記載内容に対する理解度	a.全内容を理解している配置予定業務責任者である	0	
			b.質問で十分な回答（理解）ができない配置予定業務責任者である（注4）	Max -3	
			c.質問で全く回答（理解）できない配置予定業務責任者である 又は、配置予定業務責任者が欠席した場合（注5）	欠格	
加算点合計（注6）				24点満点	

（注1） 提案に係る項目（評価項目）の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、又は提案に係る項目・内容（評価項目・評価内容）の1つでも欠落している場合は欠格とする。
提案に係る内容（評価内容）は1提案とすること（評価内容欄の「○」ごとに1提案とすること）。

（注2） 実績は平成29年4月1日以降のものとする。

（注 3）　ヒアリングには配置予定業務責任者が出席すること。
ヒアリングに出席していない配置予定業務責任者は、原則として業務責任者になれない。
ただし、配置予定業務責任者がやむを得ない理由でヒアリングに出席できない場合において、代理の配置予定業務責任者を出席させる場合は、ヒアリングの前日（土・日・祝日を含まない）の正午までに理由書を提出するものとする。
また、ヒアリングに出席した代理の配置予定業務責任者は、業務責任者となる。
なお、この場合において、ペナルティーとして原則 3 点減点する。
（注 4）　出席した配置予定業務責任者を指名し十分な回答ができない場合。
（注 5）　「質問で回答（理解）できない配置予定業務責任者である」とは、1 回も回答できない配置予定業務責任者の場合とする。
（注 6）　加算点の合計が減点により 0 点を下回る場合は欠格とする。
※　技術提案書の提出書類について、委託名が適正でない場合、参加者名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定業務責任者の氏名が記載されていない場合は欠格とする。